

武蔵野市新型インフルエンザ等 対策行動計画（令和 8 年 4 月） 中間のまとめ

令和 7 年 12 月
武蔵野市

目次

はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法.....	1
2 本市におけるこれまでの経緯	1
3 市行動計画の改定	1
第Ⅰ部 総論	3
1 市行動計画の基本的な考え方	3
2 対策の目的等	5
3 発生段階の考え方	6
4 対策実施上の留意点	7
5 対策推進のための役割分担	9
6 市の組織体制	12
7 対策の基本項目	16
第Ⅱ部 各論	17
1 実施体制	17
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	20
3 まん延防止.....	23
4 ワクチン	26
5 保健.....	37
6 物資.....	38
7 市民生活及び地域経済の安定の確保	39

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法

平成 24(2012)年5月に制定され、令和7(2025)年7月1日に改正法が施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

特措法第8条において、市町村は第7条で定める都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成することとされている。

2 本市におけるこれまでの経緯

東京都が平成 17(2005)年 12 月に東京都新型インフルエンザ対策行動計画を策定したことを受け、本市も平成 19(2007)年 11 月に武蔵野市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、平成 25(2013)年4月に施行された特措法に基づく新型インフルエンザ等の対策を新たに示すために、平成 27(2015)年3月に計画を改定し、名称を武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)に改めた。

3 市行動計画の改定

令和2(2020)年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、本市は国・東京都・近隣自治体と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の市行動計画の改定は、特措法を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、国や東京都の行動計画の改定とコロナ禍を経て積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能なまちの実現を目指すものである。

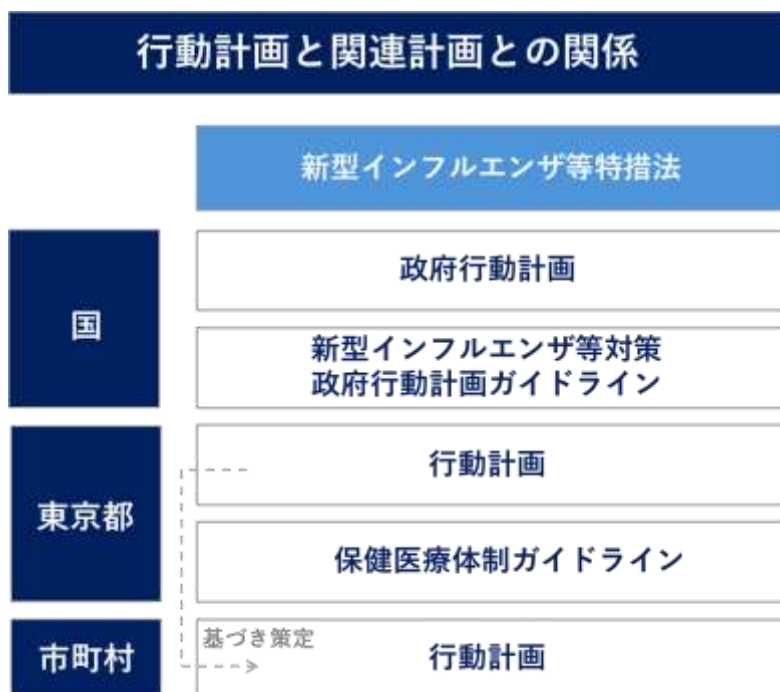
本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

第Ⅰ部 総論

1 市行動計画の基本的な考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画である。



(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3) 計画の基本的な考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ちつつ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しながら、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱によって弾力的な運用ができるよう基本的な方針や対策を示す。

また、国、東京都、医療機関、指定地方公共機関、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

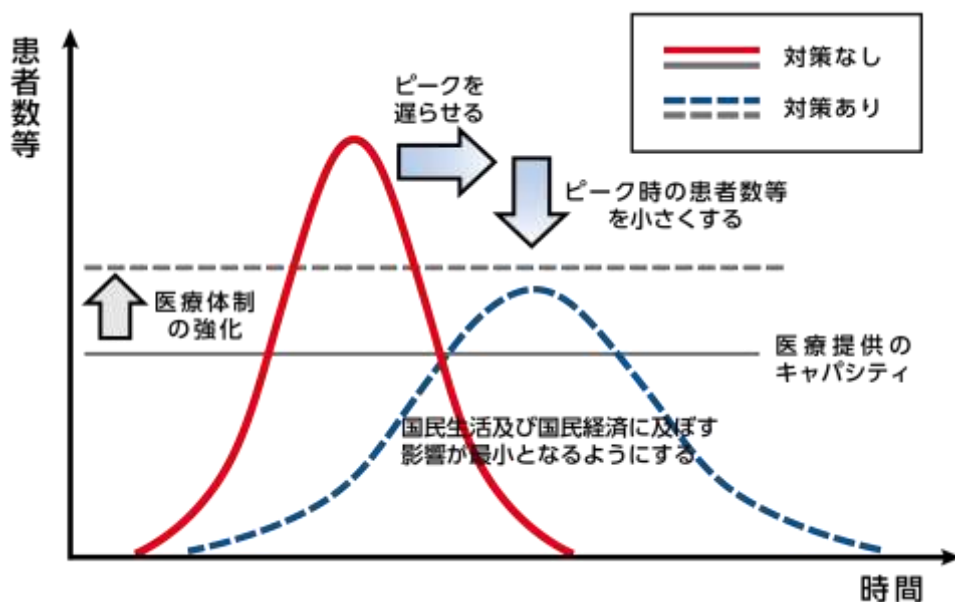
本行動計画の改定は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に行うものとする。

2 対策の目的等

(1) 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- ① 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

< 対策の概念図 >



出典: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ② 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ③ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ④ これまでの業務継続計画を踏まえた新たな業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

3 発生段階の考え方

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 各段階の概要

① 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、実施体制の構築、実践的な訓練、感染症衛生用品の備蓄、市民に対する啓発、業務継続計画等の策定等を行う。

② 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間の期間を言い、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するための取組みを行う。

③ 対応期

封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期に分けられ、それぞれにおいて柔軟な取組みを行う。

4 対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針、国及び東京都の行動計画、本行動計画に基づき、国、東京都、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理を行う。
- ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制を整備する。
- ③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善を行う。
- ④ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備えを行う。
- ⑤ DXの推進や人材育成等を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替えを行う。
- ② 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置を行う。
- ③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替えを行う。
- ④ 対策項目ごとの時期区分を設定する。
- ⑤ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有を行う。

(3) 基本的人権の尊重

- ① 特措法による要請や行動制限等の実施に際して、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得る。
- ③ 感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗(ひぼう)中傷等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となったり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持にも影響したりする可能性があるため、防止に努める。
- ④ 社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、特措法に定めるまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、東京都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

5 対策推進のための役割分担

(1) 武蔵野市

本市は、基礎自治体として住民に最も近いため、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、東京都や近隣の自治体と緊密な連携を図る。

(2) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(3) 東京都

東京都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保に

ついて、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(4) 医療機関

医療機関は、平時においては、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、市や東京都と連携しながら病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、

平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 市の組織体制

国が政府対策本部を設置し、都対策本部が設置された場合、市は特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく市対策本部に移行する。

なお、任意で設置する市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「条例」という。)に準ずるものとする。

市対策本部は、市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとする。

(1) 市対策本部の構成

① 組織

ア 新型インフルエンザ等対策本部長(市長。以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 新型インフルエンザ等対策副本部長(副市長・教育長)は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 新型インフルエンザ等対策本部員(消防団長、部長。以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ アからウまでに規定する者のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

当該職員は、武蔵野市の職員のうちから、市長が任命する。

② 会議

ア 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

イ 本部長は、特措法第 35 条第4項の規定により国の職員その他武蔵野市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

③ 部

ア 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

イ 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

ウ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

エ 部長は、部の事務を掌理する。

(2) 各部の主な役割

担当部署	主な役割
総合政策部	・報道機関への対応に関すること ・広報などの情報提供に関すること ・他部の応援に関すること

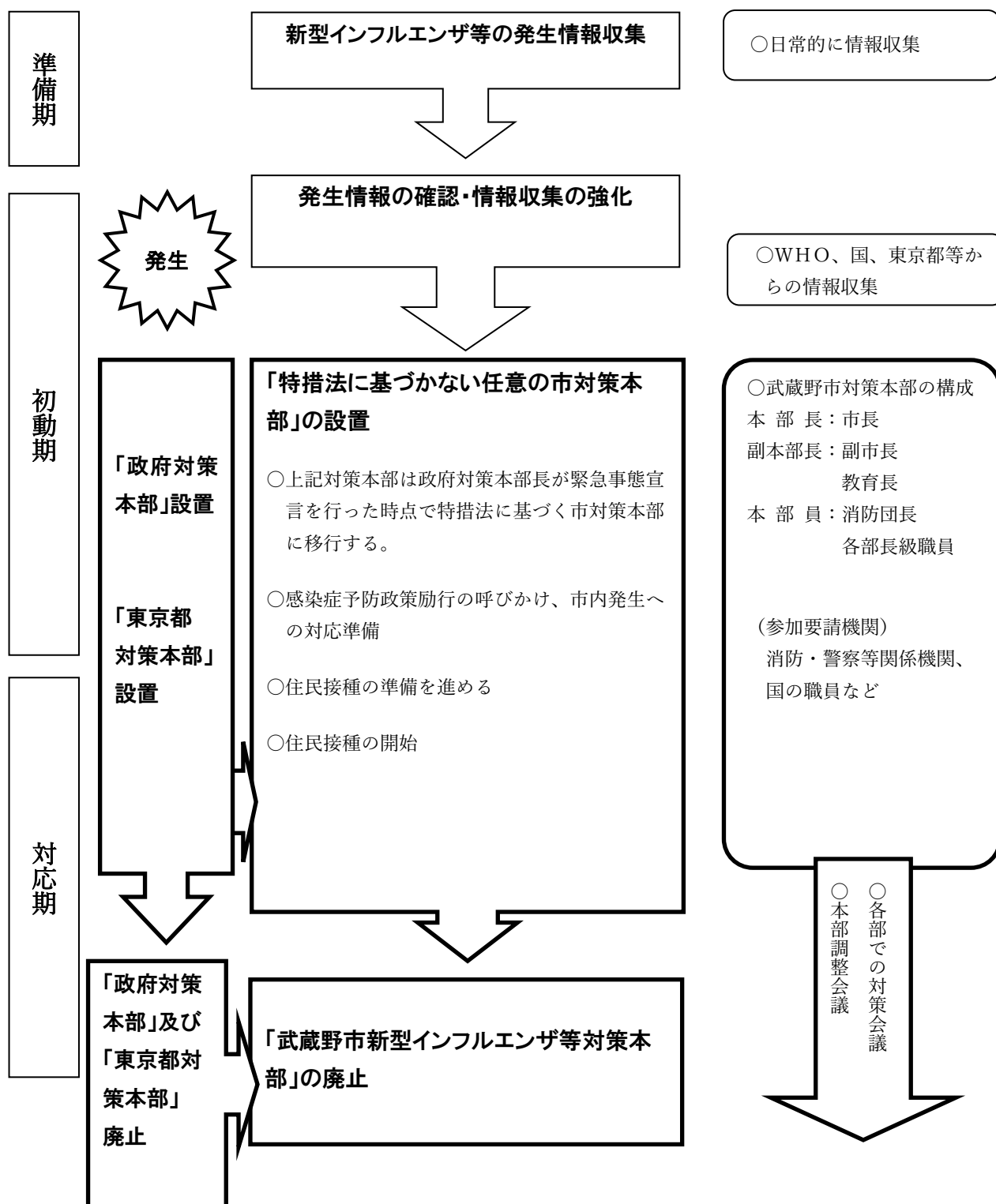
総務部	・市職員の感染予防・服務・罹患状況に関すること ・業務継続計画(BCP)に関すること ・新型インフルエンザ等に関する情報管理に関すること ・情報システムの維持に関すること ・市職員の特定接種に関すること ・他部の応援に関すること
財務部	・緊急時の予算措置に関すること ・物品資材の契約に関すること ・庁舎等の防疫に関すること ・車両の調達及び配車に関すること ・市税の徴税猶予等に関すること ・他部の応援に関すること
市民部	・所管施設の防疫及び休業に関すること ・戸籍などの届出窓口の確保に関すること ・火葬・埋葬の許可に関すること ・食料、生活必需品の安定的供給の確保に関すること ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること ・商工関係団体等との連絡に関すること ・外国人に関する支援に関すること ・他部の応援に関すること
防災安全部	・対策本部の設置、運営に関すること ・本部の指令、要請及び通知等に係る周知、調整に関すること ・治安、消防に関する関係機関との連絡調整に関すること
環境部	・所管施設の防疫及び休業に関すること ・野生鳥獣の監視に関すること ・下水道業務の維持継続に関すること ・ごみの処理業務の維持継続に関すること ・他部の応援に関すること
健康福祉部	・所管施設の防疫及び休業に関すること ・国・東京都・自治体との連絡調整に関すること ・新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集に関すること ・感染予防(予防接種など)の普及啓発に関すること ・市民からの相談に関すること ・医師会、保健所等との連絡調整に関すること ・住民接種に関すること ・高齢者、障害者等の要配慮者への支援に関すること

	・地域医療に関すること ・他部の応援に関すること
子ども家庭部	・所管施設の防疫及び休業に関すること ・母子等の要配慮者への支援に関すること ・児童の健康管理に関すること ・他部の応援に関すること
都市整備部	・コミュニティバス等公共交通機関への注意喚起に関すること ・他部の応援に関すること
会計課	・現金及び物品の出納・保管に関すること ・他部の応援に関すること
水道部	・水道業務の維持継続に関すること ・他部の応援に関すること
教育部	・所管施設の防疫及び臨時休業に関すること ・市立学校の防疫及び臨時休業に関すること ・市立学校との連絡調整に関すること ・市立学校の感染状況に関すること ・遺体安置所の設置、運用に関すること ・他部の応援に関すること
監査委員事務局	・他部の応援に関すること
議会事務局	・議会への情報提供及び連絡調整に関すること ・他部の応援に関すること

* 各担当部署の主な役割は、武蔵野市国民保護計画、武蔵野市地域防災計画(令和4年修正)における非常配備態勢の組織と役割等を参考に記載している。

* 各担当部署の業務について、BCPを作成する。

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



7 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画では、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国（都）民の生命及び健康を保護する」こと及び「国（都）民生活及び国（都）民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めている。

市行動計画においても政府行動計画及び都行動計画との整合性を確保し、以下の7項目を主要な対策として位置付ける。具体的には、第Ⅱ部「各論」で記載する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

第Ⅱ部 各論

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取組みを推進するとともに、国、東京都及び関係機関と相互の連携を強化する。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取組み内容
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置・運営
武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部の設置・運営

令和2(2020)～令和5(2023)年のコロナ禍においては、国及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを受け、本市においても令和2(2020)年1月31日付けで「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。また、令和3(2021)年1月7日には「武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置した。両本部ともにコロナ禍における意思決定や情報共有について中核的な役割を果たし、全庁的な新型コロナ感染症対策を推進した。

1-1 準備期（実施体制）

(1) 市行動計画の見直し

政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。見直しの際は、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴く。

(2) 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(3) 体制整備・強化

① 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

② 新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。

- ③有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化するよう努める。

(4) 国及び東京都等との連携の強化

- ①国や東京都等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
②国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

1-2 初動期（実施体制）

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ①新型インフルエンザ等の関連情報について WHO や国、東京都等から収集し、庁内で共有するとともに、必要に応じて市民等へ発信する。
②国や東京都がそれぞれ対策本部を設置した場合において、市は必要に応じて対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
③必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について財政調整基金の活用のほか、市債発行も含めて検討し、所要の準備を行う。

1-3 対応期（実施体制）

(1) 基本となる実施体制の在り方

対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

①対策の実施体制

- ア 感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や地域経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
イ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

②職員の派遣・応援への対応

- ア 新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、東京都に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
イ 本市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の自治体又は東京都に対して応援を求める。

【特定インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2)】

「特定新型インフルエンザ等対策」とは、新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの。

③必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて対策に要する経費について財政調整基金の活用のほか、市債発行も含めて検討し、必要な対策を実施する。

(2)まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

①まん延防止等重点措置

まん延防止等重点措置がなされた場合は、国や東京都等から情報収集し、市民等に対して情報発信するとともに、このことに関する必要な措置を講ずる。

②緊急事態宣言

緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部は特措法に基づく対策本部に移行する。本市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

①市対策本部の廃止・任意設置への移行

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、市対策本部を廃止するか、任意設置へ移行する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、東京都、市、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションが重要である。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取り組み内容

市公式ホームページ、市報、防災・安全メール、LINE(ライン)や X(旧ツイッター)等の SNS の活用による情報発信

令和2(2020)年～5(2023)年のコロナ禍においては、市公式ページや市報をはじめ、様々な媒体を活用して感染拡大防止に関する普及啓発、市関連施設の休業やイベントの中止・延期等、多岐にわたる情報について迅速かつ正確にわかりやすく発信した。

2-1 準備期（情報提供・共有、リスクコミュニケーション）

(1) 市民等への情報提供・共有

① 市民等への情報提供・共有

- ア 新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。
- イ 市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、本市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ウ 平時から、各種媒体を利用し、子どもや高齢者、障害者、外国人等やこれらの人が利用する施設にも配慮した豊富でわかりやすい情報提供・共有を行う。また、このことについて、初動期・対応期における情報提供・共有の準備を行う。
- エ 平時から、新型インフルエンザ等に関する偏見・差別、偽・誤情報に注意し、これに関する啓発を行う。また、このことについて、初動期・対応期における情報提供・共有の準備を行う。

【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター S N S（文字ベースのもの） S N S（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告 インターネット広告 電子看板、街頭ビジョン テレビCM ラジオCM 回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体（*）
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（*） 公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス 防災行政無線（*）
（注）（*）印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの	

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

②関係機関との連携による情報集約体制の整備

ア 情報集約体制の整備

発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び東京都が発信する情報を入手することに努め、関係部署間での情報共有体制についても整備する。

収集した情報については、保健所と連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

イ 東京都、保健所及び医療機関等との連携

新型インフルエンザ等の対策においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、東京都や保健所等と連携し、医療機関をはじめ様々な関係機関が参加する二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会等へ参加するなど平時から情報の共有化を図る。

（2）双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置する準備を進める。

2-2 初動期（情報提供・共有、リスクコミュニケーション）

（1）市民等への情報提供・共有

①市民等への情報提供・共有

準備期に行った情報提供・共有、リスクコミュニケーションを本格的に強化する。

さらに、市内における感染状況、一般的な予防策、適切な医療機関の受診方法、行動変容等に関する啓発を行う。

②東京都との間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して東京都から協力を求められた場合、協力する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置する。

2-3 対応期（情報提供・共有、リスクコミュニケーション）

(1) 市民等への情報提供・共有

①市民等への情報提供・共有

準備期、初動期に行った情報提供・共有、リスクコミュニケーションを継続して実施する。

さらに、必要に応じて病原体の性状とそれに応じた予防策、特措法に基づく要請や行動制限等に関する情報提供・共有を行う。

②東京都との間における感染状況等の情報提供・共有について

引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められた場合、協力する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を継続する。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が適切な措置を講じることにより、できるだけ流行のピークを遅らせることが有効であり求められる。

新型インフルエンザ等は自然に発症するものでなく、感染した人から人へ、飛沫感染や接触感染等により罹患する感染症である。このことを踏まえ、一人ひとりが、または行政を含めた事業者が、人と人との直接または間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することにより、流行のピークを遅らせることや急な患者数の増加の抑制につなげ、結果として、必要な医療の提供及び市民生活の安定を確保することを目指すことが感染拡大防止策の基本的な考え方である。

また、重症化を防ぐ効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ等発生後となることから、必然的に流行の前に接種することは叶わない。

感染拡大防止策による流行のピークを遅らせることは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間を稼ぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、行政が行う法律に基づいた大きな対策まで用意されている。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取組み内容
市庁舎及び関連施設に対する消毒液及びマスク、飛沫防止パネル等の配付
『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド～職場で感染しないさせないために～』の作成・周知
吉祥寺地域における外出自粛を呼びかける巡回・街頭活動の実施
市民が行う各種申請等の手続の郵送対応、申請期間の延長
市内公共施設の臨時休業、事業の中止・延期・手法変更
『意外と知らない換気のことー正しく知って効果的な対策を！ー』（市庁舎及び市関連施設向けリーフレット）の作成・周知
市内3駅に外出自粛を呼びかける横断幕を掲出

令和2(2020)年～令和5(2023)年のコロナ禍においては、市民に対する外出自粛の呼びかけや市公共施設の臨時休業、イベントの中止・延期等の取組みを実施し、新型コロナのまん延防止に寄与した。あわせて、市職員向けの実践ガイド等を作成し、手指消毒の徹底やマスクの着用、市関連施設における飛沫防止パネルの設置等、市職員の感染症対策にも取り組んだ。

3－1 準備期（まん延防止）

- (1) 平時から、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- (2) 自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

3－2 初動期（まん延防止）

- (1) 広く市民に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を推奨する。
- (2) 症例定義に該当する有症状者等に対しては、仕事等は休み、直ちに相談センター等で相談するよう周知する。
- (3) 事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策の準備を依頼するとともに実践を推奨する。
- (4) 学校、保育施設、高齢者施設、障害者施設等の通所施設は、感染予防策の実践を行うとともに、患者が発生した場合は、当該施設等が国民生活の基盤であり、休業による影響が多方面にわたることを踏まえながら、施設内集団感染を最小限に抑えるため、必要に応じて臨時休業等を実施、もしくは施設設置者等に要請する。当該施設が臨時休業等を実施しない場合は、必要に応じて当該施設に対し円滑な運営のための支援を行うとともに、当該施設の従業員等が継続的に業務に従事するための配慮を行う。
- (5) 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう注意喚起を行う。
- (6) 発生国及び発生国周辺地域から家族や従業員が帰国した場合、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことについて注意喚起を行う。
- (7) 国や東京都からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

3－3 対応期（まん延防止）

- (1) マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く勧奨する。

- (2) 症例定義に該当する有症状者等に対しては、早期に医療機関を受診するよう周知する。
- (3) 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、テレワークの実施や、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について協力を要請する。また、施設利用者の動線、咳エチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する。
- (4) 学校、保育施設、高齢者施設、障害者施設等の通所施設は、施設及び児童・生徒、利用者等の感染防止対策を強化徹底し、患者が発生した場合は、当該施設等が国民生活の基盤であり、休業による影響が多方面にわたることを踏まえながら、施設内集団感染を最小限に抑えるため、必要に応じ臨時休業等を実施、もしくは施設設置者等に要請する。当該施設が臨時休業等を実施しない場合は、必要に応じて当該施設に対し円滑な運営のための支援を行うとともに、当該施設の従業員等が継続的に業務に従事するための配慮を行う。
- (5) 東京都が外出自粛要請や都道府県間の移動自粛要請等を行った場合は、これに協力する。
- (6) 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動を勧奨する。
- (7) 東京都がまん延防止等重点措置や緊急事態措置として営業時間の変更・休業、施設の使用制限・停止等の措置を講じた場合は、これに協力するとともに、集会、催物等の主催者へ中止や延期を依頼する。

【外出自粛要請(特措法第 24 条第9項又は第 45 条第1項)】

居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

4 ワクチン

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び東京都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取組み内容
武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部の設置
市内公共施設での集団接種、市内医療機関での個別接種の実施
「予約なし接種」や「夜間接種」といった柔軟な接種体制
小児の副反応に関する救急受入れについて武蔵野赤十字病院と協定を締結

令和3（2021）年から約3年にわたり、予防接種法に基づき新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に取り組んだ。医師会をはじめとする関係機関と十分な連携の上、短期間で接種体制を構築し、延べ約50万回の接種を安全・確実に実施することで、市民の健康・命を守ることに寄与した。

4-1 準備期（ワクチン）

(1) ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐机 ☐椅子 ☐スクリーン ☐延長コード ☐冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐耐冷手袋等
---	---

(2) ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制の構築

① 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち医療の提供の業務及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

イ 特定接種の対象となり得る職員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③ 住民接種

平時から以下の準備を行う。

ア 国等の協力を得ながら、本市に居住する人に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 住民接種については、厚生労働省及び東京都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、下表の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実

施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

1	接種対象者数
2	市人員体制の確保
3	医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
4	接種場所の確保(市内公共施設等)及び運営方法の策定
5	接種に必要な資材等の確保
6	国、東京都及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
7	接種に関する住民への周知方法の策定

- b 必要に応じて医療従事者や高齢者・障害者施設等の従事者、高齢者・障害者等の接種対象者数を推計して住民接種のシミュレーションを行いながら、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、高齢者支援課(介護保険部局)と障害者福祉課(障害保健福祉部局)又は東京都と健康課(衛生部局)が連携してこれらの人への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1歳-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種か個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
 - d 各接種会場の対応可能人数等を推計する。また、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。その際、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも視野に入れる。
 - e 保健センター増築及び複合施設整備(令和 11(2029)年度開設予定)において、ワクチン接種(臨時ワクチン接種会場、執務室等)を想定した施設環境を確保する。
- イ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、住所地外における接種を可能にするよう取組みを進める。
- ウ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

① 住民への対応

平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組みを進める。

② 本市における対応

定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

③ 衛生部局以外の分野との連携

健康課(衛生部局)は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には高齢者支援課(介護保険部局)、障害者福祉課(障害保健福祉部局)等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康課(衛生部局)は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める必要がある。

(5)DX の推進

- ①予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ②接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

4-2 初動期（ワクチン）

(1)接種体制の構築

①接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

②ワクチンの接種に必要な資材

必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(2)特定接種と住民接種

①特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、医療従事者を確保する。接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

②住民接種

ア 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定

数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、東京都の保護施設担当部局及び福祉事務所、高齢者支援課（介護保険部局）、障害者福祉課（障害保健福祉部局）と健康課（衛生部局）が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を高齢者支援課や障害者福祉課又は東京都の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は健康課と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 接種が円滑に行われるよう、医師会、近隣自治体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市内公共施設の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

カ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、高齢者支援課や障害者福祉課又は東京都の介護保険部局や障害保健福祉部局等、医師会等の関係団体等と連携し、接種体制を構築する。

キ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び

接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、東京都、東京都医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次救急医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台

・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

コ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

4-3 対応期（ワクチン）

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、これらの問題を解消するために、東京都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

(2) 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

①特定接種

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

②住民接種

ア 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

ウ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

カ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢者支援課(介護保険部局)や医師会等と連携し、接種体制を確保する。

③接種に関する情報提供・共有

ア 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

④接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて市内公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者・障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢者支援課(介護保険部局)、障害者福祉課(障害保健福祉部局)、医師会等と連携し、接種体制を確保する。

⑤接種記録の管理

他自治体との間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3)健康被害救済

- ①予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。
- ②住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4)情報提供・共有

- ・自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ・地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ・パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

①特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

②住民接種に係る対応

ア 市町村は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第 27 条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

ウ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

5 保健

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

本市においては、保健所が収集・分析した情報の提供を受けることはもちろん、各種感染症対策を連携して実施することが重要である。

なお、新型コロナ対応を受け、東京都の多摩地域5保健所では、令和6(2024)年度から市町村連携課が設置され、市町村とこれまで以上に緊密な連携がとられている。同年度以降、本市を含む各自治体と保健所の保健師等の人事交流といった新たな連携の取組みも行われている。感染症対策機能強化の取組みとしては、東京都感染症予防計画や保健所健康危機対処計画に基づき、保健所において、人材育成・人材確保や、新興感染症の発生時対応訓練の実施等の取組み等も行われている。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取組み内容

保健所との緊密な情報共有

5-1 準備期（保健）

東京都保健所と連携し、以下を行う。

- (1) 関係職員に対する研修等
- (2) 緊密な情報共有
- (3) 市民等に対する適切な情報発信、双方向的なコミュニケーション

5-2 初動期（保健）

準備期と同様の取組みを行う。

5-3 対応期（保健）

初動期における取組みを状況にあわせて適切に実施することに加え、以下を行う。

- (1) 東京都が実施する健康観察に協力する。
- (2) 東京都から新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、東京都が実施する当該患者等が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

6 物資

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取り組み内容

マスク、消毒液、防護服等の資機材の購入、備蓄、供出

6-1 準備期（物資）

市行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を計画的に備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。

なお、保健センター増築及び複合施設整備(令和11(2029)年度開設予定)において、感染症対策衛生用品備蓄倉庫を整備する予定である。

6-2 初動期（物資）

備蓄状況等を改めて確認した上で、必要に応じて医療機関、市民、職員等へ供出するとともに、追加的な備蓄を行う。

6-3 対応期（物資）

初動期と同様に、備蓄状況等を改めて確認した上で、必要に応じて医療機関、市民、職員等へ供出するとともに、追加的な備蓄を行う。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

コロナ禍（令和2（2020）～令和5（2023）年）における市の主な取組み内容
特別定額給付金、ひとり親世帯等に対する臨時給付金等の支給
市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、下水道使用料の支払い猶予
商店会活性出店支援金、中小企業者等特別支援金等の事業者支援
「武蔵野市自宅療養者支援センター」の設置・運営
くらし地域応援券の配布
都市計画税の減免

令和2(2020)年～令和5(2023)年のコロナ禍においては、各種給付金の支給や市税等の支払い猶予の実施、各種事業者支援、武蔵野市自宅療養者支援センターの設置・運営等、多岐にわたる取組みを実施し、市民生活及び地域経済の安定に寄与した。

7-1 準備期（市民生活及び地域経済の安定の確保）

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係部署・関係機関との連携のために、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

- ①市行動計画に基づき備蓄する感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。
- ②事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 教育及び学びの継続に関する体制整備

新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。

(5) 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、東京都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(6) 火葬体制の構築

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

7-2 初動期（市民生活及び地域経済の安定の確保）

(1) 市民生活を支える事業の継続

- ①食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向について調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ②上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるように、各所管のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。
- ③新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）の取り扱いを開始する。
- ④学校、保育施設、高齢者施設、障害者施設等の通所施設が臨時休業等を実施しない場合は、必要に応じて当該施設に対し円滑な運営のための支援を行うとともに、当該施設の従業員等が継続的に業務に従事するための配慮を行う。
- ⑤高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者への支援について、本格的な流行に備えた準備を行う。
- ⑥ごみ処理等について、本格的な流行に備えた準備を行う。

(2) 遺体に対する適切な対応

- ①市内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を進めることを要請する。
- ②死亡者の急増に備え、遺体を一時的に安置できる公共施設のリストを作成する。
- ③関係団体等に遺体安置所設置時に向けた必要物資の準備を要請する。
- ④東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

7-3 対応期（市民生活及び地域経済の安定の確保）

(1) 市民生活を支える事業の継続

- ①生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ②生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ③新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
- ④ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。
- ⑤上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるよう、各部のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。
- ⑥事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)を実施する。
- ⑦学校、保育施設、高齢者施設、障害者施設等の通所施設が臨時休業等を実施しない場合は、必要に応じて当該施設に対し円滑な運営のための支援を行うとともに、当該施設の従業員等が継続的に業務に従事するための配慮を行う。
- ⑧地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者への支援について、協力依頼する。
- ⑨平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。
- ⑩国・東京都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。

- ⑪新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。
- ⑫新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

(2) 遺体に対する適切な対応

- ①東京都を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働するよう事業者に対して要請する。また、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ②東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③関係団体等に遺体収容所設置時に必要な物資の供給を要請する。
- ④市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速な発行に努める。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。